

平成27年2月20日

各 位

証券取引等監視委員会による当社社員に対する 課徴金納付命令の勧告について

本日、証券取引等監視委員会から、当社社員について金融商品取引法違反の事実が認められるとして、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったとの発表がなされました。

このような事態が発生したことに対し、株主や投資家の皆様並びに証券市場関係者の方々に深くお詫び申し上げます。

記

1. 勧告を受けた事実の概要

勧告によりますと、課徴金納付命令の対象である当社社員は、当社が平成25年10月24日に開示した平成26年3月期業績予想の修正に関する未公表事実をその職務に関して知り、当該事実が開示される以前に、当社株式 10,000 株を売り付けたものであります。

2. 勧告の概要

上記の違法行為に対して、金融商品取引法に基づく課徴金の納付命令の発出。

課徴金額: 当社社員に対して 71万円

3. 当社の今後の対応について

当社では従前より内部者取引管理規程ならびにコンプライアンス関連規程を制定し、内部者取引の未然防止を含めたコンプライアンスの徹底を図ってまいりました。そのような中、今回、当社社員に対する課徴金の納付命令の勧告が出されたことは誠に遺憾であります。

今後は、従前の内部者取引に関わる社内管理体制の更なる実効性向上のために、内部者取引関連の諸規程の見直しを行い、その周知・徹底を図ります。コンプライアンスに関する教育を強化、再発防止に努めてまいります。

以 上